

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）本編に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）本編」に関する質問のうち、早期に公表すべきと県が判断した部分への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	条	項	号（ ）	ほか	その他	質 問	回 答
001	056	147	1	3			第147条第1項は乙の債務不履行による契約解除に関する規定でありますので、第3号の落札者に関する規定は削除頂けないでしょうか。また、落札者に関する規定は基本協定書第11条にて既に規定されているものと考えます。	原案のとおりとします。 本条は、事業契約締結後に基本協定書第6条第8項各号に該当する事項が確定した場合において、事業契約を解除することを可能とするために必要な条項です。 なお、仮に第147条第1項第3号に基づき事業契約を解除した場合であっても、乙から違約金を徴収することはありません（第150条第1項参照）。
002	056	147	1	3			第147条第1項第3号の規定における、基本協定書第6条第8項に該当する事由とは、事業契約に関し事業契約が締結されるまでに乙が同第6条第8項の(1)～(6)のいずれかに該当した場合に限定されると了解すればよいでしょうか？それとも、それ以上の広い事象、例えば事業契約締結後に同第6条第8項に新たに該当する事由も追加で想定されておられますでしょうか？	第147条第1項第3号の規定における基本協定書第6条第8項に該当する事由とは、本事業契約締結までの期間中に行われる本事業契約締結に関連する行為について公正取引委員会の命令若しくは審決又は裁判所による有罪判決が確定した場合を想定しています。したがって、当該期間中に行われた行為に基づく公正取引委員会の命令若しくは審決又は裁判所による有罪判決が本事業契約締結後に確定した場合は、基本協定書第6条第8項に該当する事由となりますが、基本協定書の「事業契約」の定義（第2条(7)）からも明らかとおり、本県の他の事業や他団体の案件において基本協定書第6条第8項に該当した場合は、当然本条の適用はありません。
003	058	150	3				「～、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。」とありますが、甲の請求に基づく金額を全て支払うとすると乙の負担額に上限がなくなる為、当条文は、民間事業者の参画を非常に難しくするものとなります。乙の負担する金額に上限を設定、あるいは、当条文を外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 「甲の請求に基づく金額を全て支払うとすると乙の負担額に上限がなくなる」との御意見ですが、本項の規定に基づき甲が請求するためには損害の発生と損害額の立証責任は甲にあること、当事者間で協議が整わない場合、最終的には訴訟において解決する問題であること等に鑑みれば、その額は当然、損害賠償額として合理的な金額になるものと考えます。また、本項に類似の規定は、他の病院PFI案件においても見られるところであり、必ずしも民間事業者の参画を困難にするものではないと考えます。